医療費のお知らせ（医療費通知）について

当組合では、被保険者の皆様ご自身の治療にかかった医療費を確認し、健康や医療に対する関心を深めていただくとともに、国民健康保険事業の健全な運営を図るために、「医療費のお知らせ」（医療費通知）を年４回ご自宅へ送付しています。

送付月と、対象となる診療月

送付月	対象診療月
５月	１２月～２月
８月	３月～５月
１１月	６月～８月
２月	９月～１１月

「医療費のおしらせ」の見本

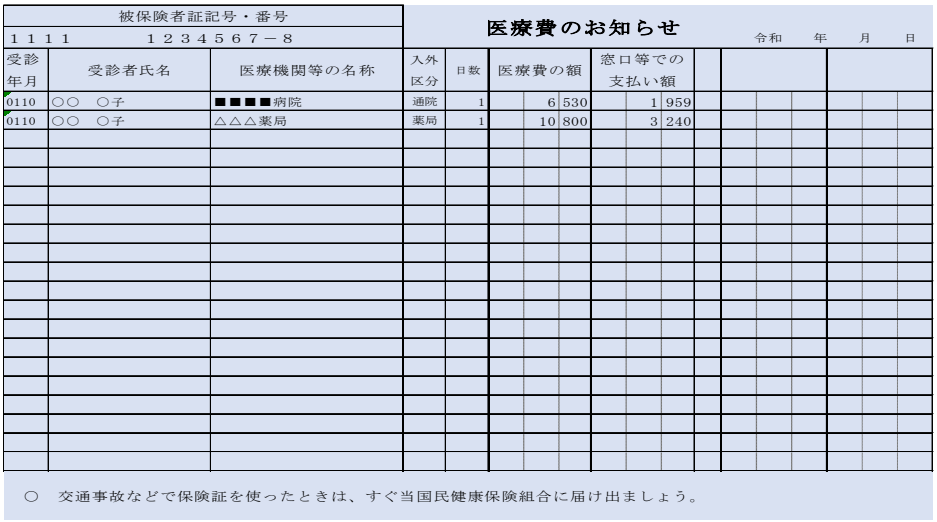

被保険者証記号・番号
１１１１　　１２３４５６７－８

医療費のお知らせ　　令和　年　月　日

受診年月	受診者氏名	医療機関等の名称	入外区分	日数	医療費の額	窓口等での支払い額
0110	○○　○子	■■■■病院	通院	1	6,530	1,959
0110	○○　○子	△△△薬局	薬局	1	10,800	3,240

○　交通事故などで保険証を使ったときは、すぐ当国民健康保険組合に届け出ましょう。

平成２９年度の税制改正により、確定申告にあたって医療費控除を受ける際に、医療費通知の活用が可能となりました。

お手元の「医療費のお知らせ」は、**捨てないで大切に保管**してください。

なお、**紛失された場合は再発行ができません**ので、予めご了承ください。

【注意事項】

・確定申告に必要な１２月診療分については、翌年の５月に送付となるため、医療費控除の際は、医療費控除の明細書の作成、または医療機関等の領収書による対応をお願いいたします。

・このお知らせは、保険診療で受診した診療分を記載しています。保険適用外（入院時の個室料、歯科の差額材料料など）の費用は含まれません。

・医療機関からの請求遅れや、審査による医療費の変更、医療機関等の支払窓口での端数処理等もあるため、支払われた金額と一致しない場合があります。

・公費負担金、各自治体単独の医療費助成による負担金の一部負担金減免については、当組合では把握していないものもありますので、医療費控除の際は、各自治体にお問い合わせいただき、ご自身で修正をお願いします。